



金 沢 市 公 報

第 2 8 4 8 号

平成27年(2015年)11月2日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●告 示		
○平成27年告示第157号（金沢市自転車等駐車 場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の 指定について）の一部改正について （歩ける環境推進課）	1	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定の辞退について（ " ） 6
○平成24年告示第256号（ぼい捨て等防止重点 区域の指定について）の一部改正について （市民協働推進課）	2	○道路の供用の開始について（道路管理課） 6
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について （生活支援課）	4	●公 告
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの施術を担当させる者の指定について （ " ）	4	○金沢農業振興地域整備計画の変更について （農業振興課） 6
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術者の施術所の廃止について（ " ）	4	○予防接種を行うことについて（2件） （健康政策課） 6
○平成27年告示第112号（金沢市地域老人福祉 センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者 の指定について）の変更について（長寿福祉課）	4	○予防接種を行う医師について（ " ） 9
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について（障害福祉課）	5	○予防接種を行う医師の承諾の撤回について （ " ） 9
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定の辞退等について （ " ）	5	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて（農業委員会事務局） 9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定について（ " ）	5	●教育委員会告示
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定の更新について（ " ）	6	○平成28年度金沢市立工業高等学校全日制の課 程第1学年入学者募集要項（市立工業高等学校） 9
		○平成25年教育委員会告示第8号（個人演説会 等の施設の設備の程度及び候補者等が納付す べき費用の額について）の一部改正について （生涯学習課） 13
		●公営企業告示
		○下水道法の規定に基づく事業計画の変更につ いて（建設課） 13
		●公営企業公告
		○指定給水装置工事事業者の指定について （企業総務課） 14
		○下水道排水設備工事事業者の指定について （ " ） 14

告 示

●金沢市告示第329号

平成27年告示第157号（金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について）の一部を次のように改正する。

平成27年11月2日

金 沢 市 長 山 野 之 義

表中

金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市下柿木畠1番地	自転車	午前零時から 午後12時まで	平成27年4月1日から 同年9月27日まで	を に
金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市堅町86番地1	自転車	午前零時から 午後12時まで	平成27年11月2日から 平成28年3月31日まで	

改める。

●金沢市告示第330号

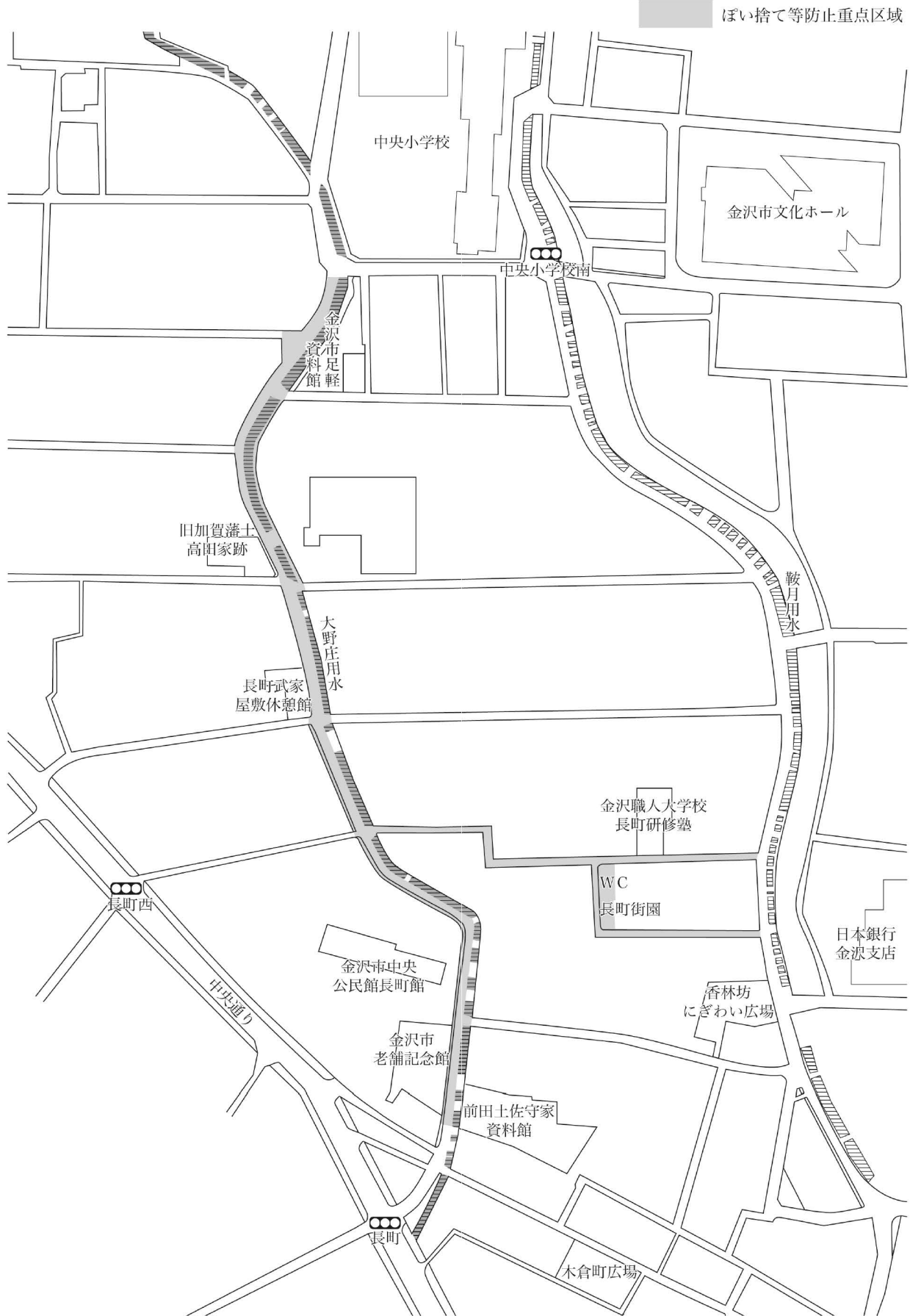
平成24年告示第256号（ぼい捨て等防止重点区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成27年12月1日から効力を有するものとします。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

第5項の次に次の1項を加える。

- 6 長町武家屋敷跡地区ぼい捨て等防止重点区域



●金沢市告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
はなの木訪問看護リハビリステーション 浅野川	金沢市三口町土358番地	平成27年10月1日
想愛高尾台訪問看護ステーション	金沢市高尾台1丁目74番地	平成27年10月1日

●金沢市告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
平田 茂豊	平田鍼灸整骨院	金沢市畝田中1丁目12番地2	平成27年10月5日

●金沢市告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
村上 斗志樹	村上接骨院	金沢市西念2丁目1番39号 パークサイドレジデンス金沢・B号室	平成27年9月30日

●金沢市告示第334号

平成27年告示第112号（金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市木曳野老人憩の家	所在地	金沢市桂町口72番地	金沢市木曳野4丁目284番地	平成27年3月14日
金沢市戸板老人憩の家	所在地	金沢市二口町二24番地5	金沢市戸板1丁目2番地	平成27年10月3日

●金沢市告示第335号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	泌尿器科	飯島 将司	平成27年9月30日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	小児科	荒木 来太	平成27年9月30日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	小児科	岩崎 秀紀	平成27年9月30日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	青木 蓉子	平成27年9月30日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	尾崎 ふみ	平成27年9月30日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	吉田 博	平成27年9月30日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	平井 信行	平成27年9月30日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	脳神経外科	村上 健一	平成27年9月30日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	心臓血管外科	野田 征宏	平成27年9月30日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	岡崎 彰仁	平成27年9月30日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	小児科	北野 裕之	平成27年9月30日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	小児科	中田 裕也	平成27年9月30日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	外科	戸田 有宣	平成27年9月30日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	消化器科	木田 明彦	平成27年9月30日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	消化器科	方堂 祐治	平成27年9月30日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	内科	井上 亮	平成27年9月30日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	内科	澤村 俊孝	平成27年9月30日
近藤クリニック	金沢市木越町ト9番地1	内科	御館 靖雄	平成27年9月30日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	内科	林 朋恵	平成27年9月30日

●金沢市告示第336号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出及び同項の指定を受けた医師が死亡した旨の届出があったので、次のとおり告示します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退等年月日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	兼田美紗子	平成27年4月1日
医療法人社団和宏会 大手町病院	金沢市大手町5番32号	内科	古谷小三郎	平成27年5月13日
医療法人社団和宏会 大手町病院	金沢市大手町5番32号	内科	杉山 京子	平成26年10月31日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	内科	金 華恵	平成26年4月30日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	内科	唐島 成宙	平成26年3月31日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	消化器科	松田 昌悟	平成27年3月31日
医療法人社団博洋会 藤井脳神経外科病院	金沢市古府1丁目150番地	整形外科	菅沼 省吾	平成26年3月31日

●金沢市告示第337号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ大河端薬局	金沢市副都心北部大河端土地区画整理地内7街区7番地	平成27年10月1日

●金沢市告示第338号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定更新年月日
むさしまち薬局	金沢市安江町11番15号	平成27年10月1日

●金沢市告示第339号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の医療機関から同法第54条第2項により指定された指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	辞退年月日
キリン堂長坂薬局	金沢市長坂2丁目1番42号	平成27年7月31日

●金沢市告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年11月2日から同月16日まで一般の縦覧に供します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
鞍 月 22号 近 岡 ・ 大 友 町 線	近 岡 町 55番 3先から 大友土地区画整理事業地内 16街区 35番 先まで	平成27年11月2日

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成27年11月2日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林局農業振興課において縦覧に供します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成27年11月2日

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成27年11月2日から 平成28年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満の者		
日本脳炎第2期	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満の者		
不活化ポリオ	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
水痘	生後12月から生後60月に至るまでの間にある者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで及びインフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
加藤 洋平 柳川 勇人 村田 亘 清水 雄三	メディカルらいふクリニック	野々市市横宮町86番地2

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者	平成27年11月2日から 平成28年1月8日まで	別表のとおり
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の3に規定する者	平成27年11月2日から 平成28年3月31日まで	

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病にかかる法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
斎藤 佑希 斎藤 利子	斎藤皮フ科クリニック	金沢市森山2丁目11番11号
加藤 洋平 柳川 勇人 村田 亘 清水 雄三 清水 真実 南 英夫	メディカルらいふクリニック	野々市市横宮町86番地2

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、次のとおり公告します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
棟居 俊夫	加賀こころの病院	加賀市幸町2丁目63番地
松下 裕之	金沢南クリニック	野々市市蓮花寺町1番地1
能登 隆元	福久クリニック	金沢市福久町ワ1番地1
華山 真理	金沢有松病院	金沢市有松5丁目1番7号
米澤 淳	金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の医師の承諾が撤回されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		承諾撤回年月日
	医 療 機 関 名	所 在 地	
戸田 有宣 澤村 俊孝 大平 美穂	石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	平成27年9月30日
能登 隆元	金沢南クリニック	野々市市蓮花寺町1番地1	
森 俊介	北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成27年11月2日

金沢市長 山 野 之 義

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第18号

平成28年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成27年11月2日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

平成28年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 平成28年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号に掲げる者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとな

る者

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身の中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。
 なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（82円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

4 志願変更

(1) 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。

ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

(1) 入学願書受付期間

平成28年2月18日（木）から同月23日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。

(2) 志願者数公表

平成28年2月23日（火）午後3時30分に、本校において行う。

(3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

平成28年2月26日（金）から同年3月1日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

(4) 調査書等の提出期間

平成28年3月1日（火）から同月3日（木）まで。

なお、(1)、(3)及び(4)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成28年2月23日（火）及び同年

3月1日(火)の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

- (2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。

なお、面接の結果も十分参考にする。

7 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

8 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

9 学力検査等

- (1) 学力検査は、平成28年3月8日(火)及び同月9日(水)の両日、入学志願者の全員について本校において行う。

- (2) 1日目には、国語、理科及び外国語(英語「聞くことの検査」を含む。)の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月8日(火)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国語	理科	英語

*各教科100点満点

- (3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月9日(水)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:15～
	社会	数学	面接

*各教科100点満点(面接を除く。)

10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、平成28年3月16日(水)正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

11 通学区域及び県外からの出願

- (1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則(平成12年教育委員会規則第27号)の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

- (2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則(昭和33年教育委員会告示第2号)第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を平成28年1月6日(水)以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

- (3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

- (4) 転勤による県外からの一家転住その他やむを得ない事情により所定の期間内に入願手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

- (5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。

なお、その出願期間は、平成28年2月26日(金)から同年3月1日(火)午後3時までとする。

ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

12 帰国生徒及び外国人生徒の出願

- (1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあつては、入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

13 学力検査における特別措置

- (1) 学力検査において特別措置を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別措置申請書により中学校長を経て本校校長に申請するものとする。
- (2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、措置事項について中学校長に通知するものとする。
- (3) 特別措置事項については、石川県教育委員会が定める平成28年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

14 推薦入学

次の学科について実施する。

- (1) 募集人員 60人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	20人
電 気 科	10人
電 子 情 報 科	10人
建 築 科	10人
土 木 科	10人

(2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成28年3月に県内の中学校を卒業見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

(3) 出願方法及び出願手続

- ア 出願は、1人1学科に限る。
- イ 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。

- ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、平成28年3月1日（火）から同月3日（木）までに本校校長に提出すること。

(4) 出願期間

出願受付期間は平成28年2月3日（水）から同月5日（金）までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

(5) 面接

- ア 面接は、平成28年2月10日（水）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9：00～9：30	9：30～9：45	10：00～
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

- イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。

- ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

(6) 推薦入学者の選抜

ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。

イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

(7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

ア 平成28年2月16日（火）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。

イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成28年2月16日（火）に各中学校長に送付する。

なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

(8) 合格者の発表

合格の内定を得た者について、平成28年3月16日（水）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

(9) 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者の取扱いについては、平成28年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該者が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

15 その他

(1) 詳細については、石川県教育委員会が定める平成28年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成28年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成28年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

(2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号）を同封して、本校へ直接申し込むものとする。

(3) 入学者募集に関する問合せ先

金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畷田東1丁目1番地1）

電話（076）267-3101（郵便番号920-0344）

●金沢市教育委員会告示第19号

平成25年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成27年11月2日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

第4項第2号の表中	金沢市戸板公民館大ホール	を	金沢市戸板公民館ホール1及びホール2	に改める。
	141.87平方メートル		135.34平方メートル	
	常設電灯による点灯		常設電灯による点灯	
	1個		1個	
	1脚		30脚	
	3脚		90脚	

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第28号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり告示します。

なお、当該事業計画の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市公営企業管理者に対して意見を申し出ることができます。

平成27年11月2日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 金沢都市計画下水道事業 金沢市流域関連公共下水道事業
 - (1) 変更内容
 - 変更に係る予定処理区域
金沢市稚日野町及び二ツ寺町の各一部
 - (2) 工事の予定年月日
昭和63年2月3日から平成32年3月31日まで
 - (3) 縦覧期間
平成27年11月2日から同月16日まで
 - (4) 縦覧場所
金沢市企業局建設部建設課
- 2 金沢都市計画下水道事業 金沢市特定環境保全公共下水道事業
 - (1) 変更内容
 - ① 変更に係る予定処理区域
金沢市上山町、東町、羽場町、湯涌荒屋町及び古郷町の各一部
 - ② 処理施設規模の見直し
 - (2) 工事の予定年月日
平成8年12月25日から平成33年3月31日まで
 - (3) 縦覧期間
平成27年11月2日から同月16日まで
 - (4) 縦覧場所
金沢市企業局建設部建設課

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成27年11月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成27年11月2日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
568	はせ設備	金沢市畝田西2丁目54番地2

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成27年11月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成27年11月2日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
603	はせ設備	金沢市畝田西2丁目54番地2

平成27年(2015年)11月2日 印刷	発行人	金 沢 市
平成27年(2015年)11月2日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄